

神奈川県災害時広域受援計画

平成 26 年 3 月

神 奈 川 県

- 目 次 -

第1章 総論	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 基本的な考え方	1
4 本県の受援体制	1
(1) 県災害対策本部	1
(2) 消防応援活動調整本部	2
5 拠点施設	2
6 災害対策本部等の活動	
(1) 県災害対策本部	3
(2) 県現地災害対策本部	3
(3) 市町村災害対策本部	4
7 活動内容の調整	
(1) 広域応援に関する基本原則	4
(2) 調整体制の構築	4
(3) 事態の推移に応じた体制の構築	5
8 応援活動体制の確保	
(1) 拠点の確保	5
(2) 通信・連絡手段の確保	6
(3) 進入ルート調整	7
(4) 広域応援部隊への情報提供	9
第2章 警察災害派遣隊	
1 援助の要求	10
2 派遣調整	10
3 援助の要求がない場合の派遣	10
4 災害派遣隊の構成	10
5 警察災害派遣隊の受入れ	
(1) 受入体制	11
(2) 主な任務	11
6 活動拠点の確保等	12
(1) 活動拠点の確保	12
(2) 活動拠点の開設	12
7 部隊活動の指揮	12
8 部隊の転進等	12
9 資機材の提供等	
(1) 資機材、物資等	12
(2) 燃料の補給	12
第3章 緊急消防援助隊	
1 用語の定義	14
2 事前準備	

(1) 緊急消防援助隊の活動に必要な場所の指定	14
(2) 緊急消防援助隊が被災地へ移動する際に必要な次の施設等を 明示した地図の作成	15
3 応援要請	
(1) 知事への応援要請	15
(2) 消防庁長官への応援要請	15
(3) 緊急消防援助隊の応援決定通知	15
4 活動体制の確立	
(1) 代表消防機関等	15
(2) 指揮体制及び連絡体制	16
(3) 使用無線	16
5 緊急消防援助隊の受入れ	
(1) 調整本部の設置	16
(2) 進出拠点	17
(3) 迅速出動への対応	17
6 消防活動	
(1) 緊急消防援助隊の運用調整	18
(2) 情報収集及び報告	18
(3) 消防活動の指揮	18
(4) 緊急消防援助隊の増強要請	18
(5) 部隊移動	18
7 活動修了	19
第4章 自衛隊	
1 要請手続き	
(1) 連絡員の派遣依頼	20
(2) 災害対策本部内指揮・連絡所の設置	20
(3) 市町村の派遣要請の把握	20
(4) 派遣要請	21
2 受入体制の確保	
(1) 活動内容等の調整	22
(2) 資機材等の提供	22
3 自衛隊の活動状況の確認	23
4 撤収	23
第5章 医療救護活動	
1 用語の定義	24
2 事前の準備	
(1) 被災状況等の把握	25
3 応援要請	
(1) D M A T の派遣要請	25
(2) 救護班（医療チーム）等の派遣要請	26
4 D M A T、救護班（医療チーム）等の受入れ	
(1) 派遣調整	27

(2) D M A Tの受入れ	27
(3) 救護班（医療チーム）等の受入れ	28
5 被災地内医療活動の実施	
(1) D M A Tの活動内容	28
(2) 救護班（医療チーム）等の活動内容	28
6 広域医療搬送活動の実施	
(1) 広域医療搬送活動の概要	28
(2) 航空搬送拠点臨時医療施設の運営	29
(3) 傷病者の搬送手段	29
7 救護班（医療チーム）等の活動体制の維持、活動の終了	
(1) D M A Tについて	30
(2) 救護班（医療チーム）等について	30
8 医薬品血液製剤の確保・受入	
(1) 医薬品	30
(2) 血液製剤	30
第6章 物資調達	
1 事前の準備	
(1) 物資調達に係る体制整備	31
(2) 調達を必要とする物資の把握	31
(3) 物資調達計画の調整	32
(4) 義援物資の受入れ	32
2 調達要請	
(1) 緊急調達の検討	34
(2) 協定業者等からの調達	34
(3) 国に対する応援要請	35
3 集積場所の確保	
(1) 直送の原則	35
(2) 受入拠点の確保	35
(3) 民間倉庫の活用	35
4 物資の輸送	
(1) 輸送手段	35
(2) 自衛隊への緊急搬送の要請	36
第7章 自治体の広域連携	
1 事前の準備	
(1) 情報伝達体制の確立	37
(2) 応援の受入れ	37
2 応援要請手続き	
(1) 九都県市	37
(2) 関東地方知事会（1都9県）	38
(3) 全国知事会	39

第1章 総論

1 計画の目的

災害時広域受援計画は、大規模災害時に、本県が応援を受ける際の要請の手順、応援に使用する活動拠点等をあらかじめ整理することにより、警察、消防、自衛隊などの広域的な応援や他の自治体等からの応援を、迅速かつ効率的に受け入れることを目的とする。

2 計画の位置づけ

この計画は、平成24年4月に修正した神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）に作成を位置づけた広域応援の受入に関するマニュアルであり、国の防災基本計画（平成24年9月修正）で地方公共団体の地域防災計画に位置づけるよう努めるものとされた受援計画である。

3 基本的な考え方

この計画は、地震災害、風水害、火山災害等の自然災害、石油コンビナート災害、原子力災害及び大規模な事故災害を対象とするもので、その他の危機事象においても準用する。

大規模災害発生時は、この計画に基づいて速やかに応援を受け入れ、効率的、効果的に災害応急対策を実施する。また、災害の規模や収集した災害情報等に応じた柔軟な対応に留意する。

なお、この計画は、訓練を通じた検証や関係機関の体制の変更等に応じて定期的に見直す。

4 本県の受援体制

県は、迅速かつ円滑な応援の受入れのため、次の組織を中心とした災害時の広域受援体制を構築する。

(1) 県災害対策本部（東海地震の警戒宣言が発せられた場合に設置する県地震災害警戒本部を含む。）

県の組織を挙げた災害応急対策（地震災害警戒対策）を実施するために設置する臨時の組織。県としての対応のほか、広域応援も含む県域全体の災害応急対策を総合的に調整する。

ア 県災害対策本部統制部（以下「統制部」という。）

県の災害応急対策の実施方針の策定及び統制・調整、市町村・警察・消防・自衛隊・その他の防災関係機関等が実施する災害応急対策の連絡調整など、県災害対策本部の基本的な業務を行う。

イ 県医療救護本部

県災害対策本部において、市町村の行う医療救護活動の総合調整と、市町村の能力を超えた場合の応援・補完を実施する。主な業務は次のとおり。

- ・ 医療救護に関する情報収集・提供
- ・ 国、他都道府県、日本赤十字社等への医療チーム等の派遣要請、受入れ
- ・ 災害拠点病院の活動調整
- ・ 医療搬送の調整

ウ 県現地災害対策本部

地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域に設置する県災害対策本部の現地組織。県災害対策本部が定めた方針に基づいて、次の業務を行う。

- ・ 管内市町村、県機関が行う災害応急活動の総合調整
- ・ 広域防災活動拠点等の運営
- ・ 管内市町村が実施する救助・救護の応援
- ・ 地域内の緊急輸送ルート of 調整・決定

(2) 消防応援活動調整本部

被災市町村の消防の応援等の総合調整を行うため、緊急消防援助隊が出動した場合に設置する、県及び代表消防機関等で構成する臨時の組織。

5 拠点施設

広域応援部隊等の活動や非被災地からの物資輸送に必要な次の拠点施設の候補地をあらかじめ定める。

ア 進出拠点

各広域応援部隊が被災地に進出する際の目標とするとともに、一時的に集結する拠点を「進出拠点」という。

イ 活動拠点

広域応援部隊が被災地において活動するに当たっては、宿営等を行う必要があり、そのための拠点を「活動拠点」という。

ウ 広域医療搬送拠点

被災地内や県内の医療機関だけでは治療、収容できない重傷患者を、県外の医療機関に搬送するための拠点を「広域医療搬送拠点」という。大規模災害時は、ここに「航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）」を設置する。

エ 広域物資拠点

被災地外から被災地へ物資を輸送するための受入拠点を「広域物資拠点」という。

6 災害対策本部等の活動

(1) 県災害対策本部

県災害対策本部は、防災関係機関と連携し、災害応急活動を行うとともに、市町村の要請、県現地災害対策本部等での調整、収集した災害情報等に基づいて広域応援の調整を行う。受援に関する主な活動は次のとおりとする。

- ・ 市町村から被害情報等を収集し、消防庁、内閣府、自衛隊等の応援関係機関に報告する。
- ・ 市町村の要請に基づいて、広域応援を要請するとともに、応援内容等を調整する。
- ・ 拠点施設の開設を指示又は要請するとともに、進入ルート等を決定する。
- ・ 災害応急対策の基本方針を策定する。
- ・ 応援関係機関との連絡調整体制を構築する。

<資料編 1 - 1 県災害対策本部の主な活動場所>

- ア 本庁
- イ 出先

(2) 県現地災害対策本部

県現地災害対策本部は、県災害対策本部の方針、指示に基づき、管内市町村、防災関係機関と連携し、管内市町村の相互応援体制を構築するとともに、地域における災害応急活動の総合調整を行う。受援に関する主な活動は次のとおりとする。

- ・ 管内市町村から被害情報、応急対策の実施状況等を収集し、県災害対策本部等に報告する。
- ・ 被害状況等を踏まえ、管内市町村の相互応援、広域の応援要請等を検討、調整する。
- ・ 県管理の拠点施設を開設するとともに、当該施設に広域応援部隊を誘導する。
- ・ 市町村災害対策本部と連携し、広域応援部隊の活動拠点を指定する。
- ・ 広域応援部隊との連絡調整体制を構築する。

(3) 市町村災害対策本部

市町村の災害対策本部（以下「市町村災害対策本部」という。）は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、災害応急活動を行う。受援に関する主な活動は次のとおりとする。

- ・ 県及び防災関係機関に被害情報等を報告する。
- ・ 被害状況等を踏まえ、県に対して応援を要請する。
- ・ 市町村指定の拠点施設を開設する。
- ・ 県現地災害対策本部と連携し、広域応援部隊の活動拠点を指定するとともに、広域応援部隊を活動拠点、災害現場等に誘導する。
- ・ 広域応援部隊を受け入れ、連絡調整体制を構築する。
- ・ 横浜市及び川崎市は、県災害対策本部と連携し、広域応援部隊の活動拠点を指定する。

7 活動内容の調整

(1) 広域応援に関する基本原則

応急措置は、応援を求めた側の責任において実施される必要があるため、広域応援部隊は、応援を要請した者の活動統制を踏まえて調整のうえ行動する。

(2) 調整体制の構築

広域応援活動は、県、市町村等のほか、国も含めた多数の機関が合同で実施することから、各機関の特性に応じた有機的な連携、協力により最大限の効果を発揮できるよう、次のとおり応援活動の調整体制等を構築する。

ア 広域応援の合同調整

県は、救助等の広域応援を要請したときは、県庁内に各機関の連絡所等を開設するとともに、必要に応じて活動内容等の調整ができるよう、次の広域応援合同調整体制を整える。

（主な調整事項）

- ・ 広域応援部隊の配備調整
- ・ 広域応援部隊の後方支援
- ・ 関係機関との連絡調整

（構成）

- ・ 統制部（指令調整班、消防調整班）職員
- ・ 警察本部連絡員
- ・ 代表消防機関職員
- ・ 陸上自衛隊第31普通科連隊連絡員

- ・ その他統制部長が必要と認める者

イ 航空機の運用調整

大規模災害時は、救助、医療搬送、物資や人員の輸送等航空機の効果的な運用が必要となるため、各機関合同で航空機の運用調整を実施する。

(参加機関)

- ・ 統制部(指令調整班、消防調整班)
- ・ 医療救護本部
- ・ 警察本部連絡員
- ・ ヘリコプター所有の代表消防機関職員(航空関係者)
- ・ 陸上自衛隊第31普通科連隊
- ・ 第三管区海上保安本部
- ・ その他統制部長が必要と認める機関

ウ 各部隊の相互連携

県現地災害対策本部は、管内市町村、関係機関、広域応援部隊等による連絡調整体制を確保し、災害応急活動の相互連携を図る。

(3) 事態の推移に応じた体制の構築

災害発生直後の応急対策は、人命優先の観点から、救命・救助、消火活動や医療救護が最も優先されるが、時間の経過とともに、被災者の保護・救援、被災地の施設や生活の復旧対策も重要となってくる。このため、広域応援も、当初の広域応援部隊の受入れから、物資の調達や職員の受入れに、重心が推移する。被災地域の現状や今後の状況変化等を適時、的確に把握又は想定し、部隊の撤収判断など応援機関、応援内容等を逐次見直す。

8 応援活動体制の確保

(1) 拠点の確保

ア 拠点の選定

広域応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、あらかじめ定めた拠点施設の候補地の中から、当該施設及び進入ルート of 被害や施設規模・設備等を勘案し、使用する拠点施設を決定する。

進出拠点

県外の広域応援部隊の進出の目標となり一時的に集結することから、高速道路のサービスエリアのほか、「災害活動中央基地」等の大規模な拠点施設を第1次の進出拠点として活用する。また、地域における進出拠点(第2次)として県が指定する「広域防災活動拠点」等を活用する。

活動拠点

広域応援部隊の宿営等活動準備の拠点であるため、「広域応援活動拠点」等の市町村が指定する施設を活用する。

広域医療搬送拠点

海上自衛隊厚木航空基地を活用する。

広域物資拠点

各市町村等の物資受入拠点への物資配送を行う必要があるため、県内各地に配置する「広域防災活動拠点」等を活用する。

広域防災活動備蓄拠点

県は、「災害活動中央基地」の機能を分散・補完する「広域防災活動備蓄拠点」を整備しており、防災資機材等の提供など災害広域応援部隊等が行う災害応急活動を支援する。

イ 開設等の報告

市町村災害対策本部は活動拠点の使用の可否を確認または活動拠点を開設した際は、県現地災害対策本部（横浜市及び川崎市については、県災害対策本部）に報告する。県現地災害対策本部は管内の状況を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。

県現地災害対策本部は、広域防災活動拠点の使用の可否を確認または広域防災活動拠点を開設した際は、県災害対策本部に報告する。

なお、報告の方法は「(2) 通信・連絡手段の確保」のイによるものとする。

< 資料編 1 - 2 拠点施設の一覧 >

- ア 進出拠点
- イ 活動拠点
- ウ 災害拠点病院
- エ 広域医療搬送拠点
- オ 広域物資拠点
- カ 広域防災活動備蓄拠点

(2) 通信・連絡手段の確保

ア 広域的な応援要請の連絡

県防災行政通信網（有線系・衛星系）は、県の主な機関、市町村、自衛隊の部隊、防災関係機関、災害拠点病院を相互に結ぶとともに、地域衛星通信ネットワークを通じて全国の都道府県防災行政無線、消防庁、全国の主な消防本部等を結ぶ消防防災無線（衛星系）にも接続しており、

広域的な応援要請の調整等は、これを最優先に使用する。

イ 県・市町村の災害対策本部等の相互間の連絡

県災害対策本部、県現地災害対策本部、市町村災害対策本部の相互の通信も、原則として、県防災行政通信網（有線系・衛星系）を使用する。また、県が各市町村や災害現場に派遣する職員用に、衛星携帯電話、県防災行政通信網（移動系）を配備しており、状況により、これらの通信手段を使用する。

ウ 災害現場と災害対策本部等の連絡

災害現場又は前線拠点の広域応援部隊と災害対策本部等の連絡は、各部隊が装備する通信手段が一様でないため、状況等により、公衆電話回線（NTT固定電話、携帯電話等）も含めた様々な手段を活用する。

警察、消防、自衛隊の部隊は、それぞれの機関の無線網（消防救急無線、警察無線）等を使用する。また、災害現場等の市町村職員や県職員を通じて、県防災行政通信網（移動系）、市町村防災行政無線（移動系）を使用する。

なお、これらの連絡系統等は統一し、関係機関の間で共有する。

(3) 進入ルートの調整

ア 県外につながる緊急交通路

非被災地からの進入ルート（陸路）は、進入する方向、進出先、路線の状況等を踏まえ、県外につながる緊急交通路指定想定路線（16路線）から選定する。主要ルートは次のとおり。

（自動車専用道路等）

- ・ 東名高速道路、中央高速道路、第三京浜道路、首都高速道路、東京湾アクアライン

（一般道路等）

- ・ 国道1号、国道15号、国道16号、国道20号、国道246号等

イ 防災拠点を結ぶ路線

県内の防災拠点間の輸送は、緊急交通路指定想定路線を含む緊急輸送道路を活用することとし、各防災拠点から近接する緊急交通路指定想定路線まで基本的なルートをあらかじめ定める。県の広域防災活動拠点に近接する主な緊急交通路指定想定路線は、上記アのほか次のとおり。

- ・ 横浜横須賀道路（横須賀三浦）
- ・ 小田原厚木道路（県央・小田原）
- ・ 国道129号（県央・湘南西）
- ・ 国道255号（足柄上・小田原）

- ・ 国道 413 号 (津久井)
- ・ 国道 467 号 (湘南東)

(参考) 想定地震ごとの交通規制道路 (緊急交通路)

東海地震、神縄・国府津 松田断層帯の地震、神奈川県西部地震

東名高速道路 県内全線

中央高速道路 県内全線、

小田原厚木道路 全線

南関東地震

東名高速道路 県内全線

中央高速道路 県内全線

首都高速道路、東京湾アクアライン 県内全線

小田原厚木道路 全線

横浜横須賀道路 全線

保土ヶ谷バイパス 全線

三浦半島断層群の地震

東名高速道路 県内全線

首都高速道路、東京湾アクアライン 県内全線

横浜横須賀道路 全線

保土ヶ谷バイパス 全線

東京湾北部地震、神奈川県東部地震

東名高速道路 県内全線

中央高速道路 県内全線

首都高速道路、東京湾アクアライン 県内全線

国道 246 号 都県境から新石川交差点まで

ウ ヘリコプター臨時離着陸場の開設

県現地災害対策本部 (横浜市、川崎市の地域にあっては県災害対策本部。以下この項において同じ。) 及び市町村災害対策本部は、県や市町村指定のヘリコプター臨時離発着場から、必要となるヘリコプター臨時離着陸場を開設する。ヘリコプター臨時離着陸場を開設するに当たっては、安全確保及び通信連絡のため要員を確保する。

エ 物資受入れ港の準備

県災害対策本部は、各物資受入れ港の管理者に、港湾等の使用を要請するとともに、各物資受入れ港の管理者との連絡調整体制を整える。

オ ルートの調整

災害の初動期は、道路啓開や交通規制が十分に進んでいないため、県災害対策本部、県現地災害対策本部及び市町村災害対策本部は、各道路管理者と連携し、効率的な迂回路や代替ルートを設定する。また、応援は、進出及び活動が可能な地域から順に受け入れる。

- <資料編 1 - 3 緊急交通路指定想定路線一覧>
- <資料編 1 - 4 ヘリポート>
- <資料編 1 - 5 ヘリコプター臨時離着陸場一覧（県指定）>
- <資料編 1 - 6 物資受入れ港>

(4) 広域応援部隊への情報提供

ア 拠点施設への誘導に関する情報

県現地災害対策本部は、次の情報を広域応援部隊に提供するとともに、必要に応じて拠点施設に誘導する。

- ・被害状況
- ・県災害対策本部、県現地災害対策本部への連絡方法、連絡先一覧
- ・応援要請事項
- ・拠点施設の周辺地図
- ・拠点施設までの緊急輸送ルート

イ 応援活動用の地図等

県現地災害対策本部及び市町村災害対策本部は、必要に応じて次の地図等を広域応援部隊に提供する。

- ・広域応援部隊の活動区域
- ・ヘリコプター臨時離着陸場の位置
- ・災害拠点病院の位置
- ・その他広域応援部隊が必要とする情報等

第2章 警察災害派遣隊

1 援助の要求

県公安委員会は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき(以下本章において「大規模災害発生時等」という。)は、警察法第60条第1項の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に援助(警察災害派遣隊の派遣)を要求する。

警察災害派遣隊の援助の要求に当たっては、被害の規模、災害の内容に応じて、部隊の特性を考慮の上、行うものとする。

2 派遣調整

警察本部は、警察災害派遣隊の援助の要求を行うに当たり、警察庁、関東管区警察局、派遣元都道府県警察等と次の事項について派遣調整を行う。

ア 派遣期間、活動場所、派遣人員、活動内容等

イ 通報・連絡体制

ウ 燃料の確保

エ その他必要事項

3 援助の要求がない場合の派遣

大規模災害発生時等において、緊急事態が布告されたときは、警察庁長官は、警察法第73条の規定に基づき、布告区域を管轄する都道府県警察以外の都道府県警察に対して、布告区域その他必要な区域に警察官を派遣することができる。

警察法第73条の規定による派遣も、原則として、本計画により応援部隊の受入れ等を行うものとする。

4 災害派遣隊の構成

警察災害派遣隊は、大規模災害発生時等に直ちに派遣され、原則として、被災地の支援を受けることなく自活して活動する即応部隊と、大規模災害発生時等から一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣される一般部隊とで構成し、被災者の救出救助、緊急交通路の確保、検視、行方不明者の搜索、治安の維持等の活動を行うものとする。

警察災害派遣隊の構成及び活動内容は、次のとおりとする。

警察災害派遣隊の構成及び活動内容

種別	部 隊 名	活 動 内 容
即応 部隊	広域緊急援助隊警備部隊	被災者の救出救助
	広域緊急援助隊交通部隊	緊急交通路の確保
	広域緊急援助隊刑事部隊	検視、身元確認等
	広域警察航空隊	被災実態の把握、部隊輸送、被災者等の捜索救助等
	緊急災害警備隊	救出救助、行方不明者の捜索、避難所等の警戒等
	機動警察通信隊	警察通信の確保
一般 部隊	特別警備部隊	被災者の捜索、警戒警ら
	特別生活安全部隊	相談対応
	特別自動車警ら部隊	車両によるパトロール
	特別機動捜査部隊	初動捜査
	身元確認支援部隊	身元確認の資料収集
	特別交通部隊	交通整理・交通規制
	情報通信支援部隊	通信施設の復旧
	支援対策部隊	補給・受援

5 警察災害派遣隊の受入れ

(1) 受入体制

警察本部は、警察災害派遣隊の派遣を要求したときは、警察災害派遣隊の迅速的確な活動に資するため、速やかに受援・総務総括班、受援連絡班等必要な班を設置するとともに、応援部隊に帯同して活動する受援連絡隊を編成する。

(2) 主な任務

ア 受援・総務総括班は、県警察が行う応援部隊の支援を総括するとともに、関係機関等との連絡調整を行う。

イ 受援連絡班は、部隊活動、宿泊、生活環境等に関する支援を行う。

ウ 施設班は、警察災害派遣隊の待機施設、宿泊施設等の手配を行う。

エ 受援連絡隊は、応援部隊の円滑な受入れを行うため、指定された進出拠点において部隊と合流し、県外部隊の入県から離県までの部隊活動、宿舎、生活環境に関する各種支援活動を行う。

進出拠点は、「拠点施設の一覧 進出拠点」（資料編 1 - 2 ア）のとおり。

6 活動拠点の確保等

警察災害派遣隊は、進出拠点等に集結した後、活動拠点に転進し、同所を拠点として所要の任務に当たる。

活動拠点は、「拠点施設の一覧 進出拠点」（資料編 1 - 2 イ）のとおりとする。

(1) 活動拠点の確保

受援連絡班は、県災害対策本部、警察庁、施設班等と調整を行い、活動場所、被害状況等を考慮した上で、警察災害派遣隊の宿泊施設や活動車両の駐車場等の活動拠点を決定する。

(2) 活動拠点の開設

活動拠点の開設に伴う現地での調整は、受援連絡隊及び管轄警察署が連携して行うものとし、活動拠点の開設作業は、警察災害派遣隊が自ら行う。

7 部隊活動の指揮

警察本部は、警察の総合力を発揮して、迅速かつ的確な災害警備実施が推進できるよう、県内全体の被害状況を把握し、活動の優先度を勘案の上、到着した部隊から速やかに配置するとともに、警察災害派遣隊の活動を掌握・指揮する。

8 部隊の転進等

警察本部は、被害の状況を勘案し、部隊の移動、転進、交代等計画的な部隊運用を行う。

9 資機材の提供等

(1) 資機材、物資等

応援部隊が使用する資機材、物資等は、原則として、派遣元都道府県警察において準備するものとする。ただし、被災地の状況等により別に必要となる資機材、物資等については、県備蓄資機材の貸与、協定締結事業者からの調達等により対応することができる。

県が備蓄している資機材は、「拠点施設の一覧 広域防災活動備蓄拠点」（資料編 1 - 2 カ）に保管されている。

(2) 燃料の補給

応援ヘリ、車両が使用する燃料補給基地は、県災害対策本部、警察本部、

警察庁、管区警察局、派遣元都道府県警察が協議して決定する。

第3章 緊急消防援助隊

1 用語の定義

ア 調整本部

消防組織法第44条の2の規定に基づき、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。なお、調整本部の長は知事をもって充てる。

イ 現地消防本部

被災地にかかる消防本部をいう。

ウ 指揮本部

現地消防本部の指揮所をいう。

エ 指揮者

被災地に係る市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。

オ 指揮支援本部

部隊配備された都道府県隊の活動管理等を行うため、指揮支援隊長を本部長として指揮本部に設置する本部をいう。

カ 指揮支援部隊

大規模災害等の発生に際し、ヘリコプター等で速やかに被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び関係都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。

キ 支援消防本部

調整本部において、緊急消防援助隊及び県内応援部隊の運用について業務を支援する消防(局)本部で、知事が指定した消防(局)本部をいう。指定順位にあつては、横浜市消防局、川崎市消防局、相模原市消防局の順とする。被災のためいずれの消防局も対応できない場合は、その他の被災の程度が軽い地区幹事消防機関を指定する。

ク 都道府県隊本部

都道府県の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県隊長が設置する本部をいう。

2 事前準備

(1) 緊急消防援助隊の活動に必要な場所の指定

ア 進出拠点一覧表

イ 広域応援活動拠点指定状況一覧

ウ 神奈川県内ヘリコプター臨時離着陸場一覧表

- エ 災害医療拠点病院一覧表
- オ 災害医療拠点病院のヘリコプター臨時離着陸場

(2) 緊急消防援助隊が被災地へ移動する際に必要な次の施設等を明示した地図の作成

- ア 広域応援活動拠点
- イ 広域避難地
- ウ ヘリコプター臨時離着陸場
- エ 災害医療拠点病院及び災害医療拠点病院のヘリコプター臨時離着陸場
- オ その他消防活動に必要な施設等

3 応援要請

(1) 知事への応援要請

被災地の市町村長は、緊急消防援助隊が必要であると判断した場合は、知事に対し、「<資料編 2 - 6 ア> (様式 1 - 2)」により応援要請を行う。

なお、知事と連絡をとることができない場合は、消防庁長官に対して「<資料編 2 - 6 ア> (様式 1 - 2)」により直接応援要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

応援要請等の流れは「緊急消防援助隊応援要請系統図<資料編 2 - 1>」のとおり。

(2) 消防庁長官への応援要請

市町村長から応援要請を受けた知事は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、「<資料編 2 - 6 ア> (様式 1 - 1)」により消防庁長官へ応援要請を行う。また、「<資料編 2 - 6 ア> (様式 1 - 3)」により支援消防本部消防長に対してこの旨を通知する。

(3) 緊急消防援助隊の応援決定通知

知事は、消防庁長官から応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知する。

4 活動体制の確立

(1) 代表消防機関等

- ア 代表消防機関：横浜市消防局
- イ 代表消防機関代行：川崎市消防局、相模原市消防局
- ウ 地区幹事消防機関
 - 横浜地区：横浜市消防局
 - 川崎地区：川崎市消防局
 - 相模原地区：相模原市消防局
 - 湘南地区：藤沢市消防局
 - 三浦半島地区：横須賀市消防局
 - 県央地区：神奈川県消防長会で定める地区長消防本部
 - 県西地区：小田原市消防本部

(2) 指揮体制及び連絡体制

受入時

「指揮体制及び連絡体制（受入時）＜資料編 2 - 2 ア＞」のとおり。

消防活動時

「指揮体制及び連絡体制（消防活動時）＜資料編 2 - 2 イ＞」のとおり。

(3) 使用無線

全国共通波

調整本部、指揮本部、指揮支援本部、都道府県隊本部相互間の通信は、全国共通波 1 を使用する。

なお、被災地が広域にわたる等のため指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長が全国共通波 2 及び全国共通波 3 のいずれかから、消防力の配置及び活動状況に応じて使用チャンネルを指定する。

応援都道府県隊の都道府県共通波

応援都道府県隊内における部隊間の交信に使用する。統制は、各都道府県隊本部が行う。

神奈川県内共通波

指揮本部及び県内応援部隊各部隊間の交信に使用する。統制は、指揮本部が行う。

5 緊急消防援助隊の受入れ

(1) 調整本部の設置

知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資す

るため、緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置する。なお、被災地が一の場合であっても知事が必要と認める場合は、調整本部を設置するものとする。

(2) 進出拠点

調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び現地消防本部と協議する。なお、進出拠点の決定は、消防庁が行う。

調整本部は、決定した進出拠点について進出拠点を管轄する消防本部に対して連絡する。

調整本部は、緊急消防援助隊の円滑な受入れを行うため、進出拠点に集結責任者を置く。

集結責任者は、都道府県隊長に対して応援活動に必要な次の情報を提供する。

- ・ 応援先市町村の災害の状況及び任務
- ・ 応援先市町村の指揮者が指定する場所に至る道路の状況
- ・ 連絡窓口

緊急消防援助隊が移動する際に、指揮者は、必要に応じて次のとおり対応する。

- ・ 主要国道等から進入路への交差点や高速道路入口等に誘導員を配置
- ・ 交通整理について警察機関に依頼

(3) 迅速出動への対応

大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱（平成20年7月1日付け消防応第104号）に基づき出動する緊急消防援助隊（以下「迅速出動応援部隊」という。）への対応は、次のとおりとする。

知事は、迅速出動応援部隊が出場した場合、直ちに調整本部を設置する。

調整本部は、代表消防機関及び被災地と連絡を密にし、被害状況等の情報収集を行い、迅速出動応援部隊が出場途上において、出動先の変更又は迅速出動応援部隊の規模の縮小等の必要があると認められる場合は、消防庁長官に速やかに連絡する。

調整本部は、被災地又はその隣接する市町村に原子力施設等を有する場合には、迅速出動応援部隊に対して、当該原子力施設等における被害状況等の安全管理上必要な情報について、速やかに提供する。

6 消防活動

(1) 緊急消防援助隊の運用調整

調整本部長は、指揮者や指揮支援部隊等から入手する情報に基づき、調整本部で緊急消防援助隊の運用に関する全体の調整を行う。

(2) 情報収集及び報告

調整本部長は、被害状況、活動状況、その他必要な事項について情報を収集し、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

(3) 消防活動の指揮

指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、消防活動全般を指揮する。

(4) 緊急消防援助隊の増強要請

知事は、災害状況等により緊急消防援助隊の部隊数が不足するか又は不足すると予想される場合は、調整本部で調整のうえ、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の増強を要請する。

(5) 部隊移動

部隊移動については、次により行う。

ア 部隊移動の基本

部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を踏まえつつ、原則として新たな部隊の投入によりがたい、次に掲げる場合について行う。

地理的要因により新たな部隊の投入には時間を要し、人命救助のため、そのいとまがない場合

市街地が連たんした複数市町村が被災するなど市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合

大規模災害で、緊急消防援助隊が不足し新たな部隊投入が不可能な場合

イ 部隊移動の単位

前項の部隊移動については、都道府県隊単位を原則とする。

ただし、人命救助のため、特別の資機材を有している部隊の部隊移動を行う場合等、災害の状況に照らし特別の事情がある場合は、この限りではない。

ウ 消防庁長官の求め又は指示による部隊移動

知事は、消防庁長官から意見を求められた場合は、指揮者に対して

意見を求める。

指揮者は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して「<資料編 2 - 6 ウ> (様式 4 - 2)」により回答する。

知事は、指揮者の意見を付して、「<資料編 2 - 6 ウ> (様式 4 - 3)」により消防庁長官に対して回答する。

エ 知事による部隊移動

知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求める。

調整本部は、知事から意見を求められた場合は、指揮者の意見を把握するよう努めるとともに、県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答する。

知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援部隊長及び指揮支援本部長を経由して都道府県隊長に対し、「<資料編 2 - 6 ウ> (様式 4 - 7)」により指示を行う。

知事は、部隊移動の指示を行った場合は、消防庁長官に対して「<資料編 2 - 6 ウ> (様式 4 - 8)」により通知する。

調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておく。

オ 部隊移動に係る連絡

調整本部は、部隊移動を行う場合は、県災害対策本部に対して部隊規模、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の措置を要求する。

7 活動終了

指揮者は、被害状況等を考慮して緊急消防援助隊の活動の必要がないと判断した場合は、調整本部及び指揮支援本部と協議し、指揮支援本部長及び都道府県隊長に対して緊急消防援助隊の引揚げを指示する。

調整本部長は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を消防庁長官に対して報告するものとする。

第4章 自衛隊

1 要請手続き

(1) 連絡員の派遣依頼

統制部は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、陸上自衛隊に対し連絡員の派遣を依頼して、連絡員を通して災害派遣要請の連絡調整を行う。

ア 連絡先

陸上自衛隊第31普通科連隊第3科

イ 連絡員

連絡員は、第31普通科連隊から派遣されるが、県庁到着までに時間を要することから、それまでの間は、神奈川地方協力本部から連絡員が派遣される。

(2) 災害対策本部内指揮・連絡所の設置

県災害対策本部は、必要に応じて県庁内に、自衛隊の指揮・連絡所を確保する。

設置場所：本庁舎3階大会議場

自衛隊は、自衛隊内部の連絡・調整業務を円滑かつ適切に実施するため、必要に応じて、通信系を構築する。県災害対策本部は、アンテナ等の通信設備を設置するため、第二分庁舎屋上等を確保する。

(3) 市町村の派遣要請の把握

ア 市町村からの派遣要請

統制部は、市町村別に派遣要請内容を把握する。また、より甚大な被害が見込まれる市町村があるときは、当該市町村に要請の要否を確認する。

【要請内容】（自衛隊法施行令第106条）

災害の情况及び派遣を要請する事由

派遣を希望する期間

派遣を希望する区域及び活動内容

その他参考となるべき事項

イ 知事の判断による派遣要請の検討

知事は、収集した情報等から必要と認める場合は、市町村長の要請を待たず、自らの判断で派遣要請する。

なお、市町村の被害状況を把握できないときは、県から市町村に派遣

する連絡員や、被災地等に派遣する広域災害時情報収集先遣隊等から情報を収集し、自衛隊の派遣を要する事由の覚知に努める。

(4) 派遣要請

知事は、県内全体の被害状況を踏まえて、原則として、被害が甚大と推定される地域から順次、派遣部隊の規模、特性等を考慮の上、派遣を要請する。

自衛隊の活動内容

活動内容	具体的活動の例示
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難勧告等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、移送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消火	林野火災等に対するヘリコプターによる空中消火の実施等、消防機関に協力して、対応可能な消火活動を行う。
道路又は水路の応急復旧	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去等の応急復旧に当たる。
応急医療、救護及び防疫（入浴を含む）	被災者に対し、応急医療、救護及び入浴支援等の防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師及び災害対策関係者その他救援活動に必要な人員並びに救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を行う。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付又は譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

ア 要請手続き

要請は、陸上自衛隊第 31 普通科連隊を窓口とし、第 1 師団長あてに行う。

要請内容が海上自衛隊所管であることが具体的に判明している場合は、海上自衛隊横須賀地方総監に直接要請する。

要請は、原則として文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請することができ、その場合は事後速やかに文書で手続きをとる。

【要請窓口】

< 陸上自衛隊 > 第 31 普通科連隊第 3 科

< 海上自衛隊 > 横須賀地方総監部防衛部オペレーション室

【様式】

「災害派遣について（要請）< 資料編 3 - 1 >」のとおり

2 受入体制の確保

(1) 活動内容等の調整

県現地災害対策本部は、県災害対策本部の定める方針に基づき、市町村及び自衛隊連絡員等と協議のうえ、自衛隊の具体的な活動内容を調整する。

なお、横浜市及び川崎市は、県災害対策本部の定める方針に基づき、自衛隊連絡員等と調整を行う。

【検討・調整事項】

- 1 活動内容
- 2 部隊の投入場所
- 3 他機関との活動分担
- 4 市町村の受入体制
 - ・ 派遣部隊への広域応援活動拠点等の提供
 - ・ 飲料水等の提供
 - ・ 活動用資材の提供
 - ・ ヘリコプター臨時離着陸場の確保
 - ・ 派遣地域へのアクセス 等
- 5 事態の推移に応じた活動内容の見直し

(2) 資機材等の提供

自衛隊が使用する資機材、物資等は、自ら用意することを原則とするが、被災地の状況等により別に必要となる資機材、物資等については、県備蓄資機材の貸与、協定締結事業者からの調達等により対応する。

3 自衛隊の活動状況の確認

統制部は、部隊が出動した場合、部隊の指揮官の職名及び氏名、その他必要事項を把握する。

統制部は、部隊が現地に到着したら、到着時刻等を確認し、以降、適宜県現地災害対策本部、市町村災害対策本部に自衛隊の活動状況（部隊名、位置、活動内容、被災地の状況、活動の見通し）の報告を求め、災害派遣部隊の活動内容を整理・記録する。

4 撤収

災害派遣要請の目的が達成され、または派遣の必要がなくなったと認められる場合、災害派遣部隊は撤収する。

この場合、県災害対策本部は当該市町村長及び派遣を命じた部隊の長等と協議のうえ、撤収を決定する。知事は、市町村長からの撤収要請を受けて、派遣命令権者に撤収を要請する。

派遣規模の縮小等は、市町村災害対策本部及び県現地災害対策本部での調整に基づき、自衛隊と県災害対策本部との協議により決定する。

【記載例「災害派遣の撤収について（要請）〈資料編3 - 2〉」】

第5章 医療救護活動

1 用語の定義

ア 救護班（医療チーム）

急性期以降に主に救護所や病院における診療等を行う医療機関のスタッフ等で構成されるチームをいう。

イ DMA T（災害派遣医療チーム）、神奈川DMA T - L（Local）

大規模災害発生直後から急性期までの間に、トリアージ、救急治療等の災害現場における医療活動や、被災地域内の病院支援等を行う医師、看護師、業務調整員で構成される医療チームをいう。ただし、神奈川DMA T - Lの活動範囲は、県内の被災地内に限る。

ウ DMA T調整本部

県内等で活動するすべてのDMA Tの指揮・調整、被災地情報の収集、必要な資機材の調達の調整、関係機関との連携・調整等を行うため、県医療救護本部に設置する組織をいう。

エ 統括DMA T登録者

災害時にDMA Tの指揮、調整、支援等を行うため、厚生労働省が実施する「統括DMA T」研修を修了し、厚生労働省に登録された者をいう。

オ こころのケアチーム

災害発生後の早期に被災地でこころのケア活動を行う精神科医、精神保健福祉士、保健師、看護師、臨床心理士等で構成されるチームをいう。

カ 災害医療コーディネーター

県医療救護本部において、医療救護本部長の指揮下で、医療救護に関して必要な判断・調整等を行うため、災害医療の実務経験等を有し、県内の災害医療に精通した医師の内から県が委嘱した者をいう。

キ ドクターヘリ

急病・事故、災害等の発生時に、救急現場等に出動し、救急医療を提供する、医師等が搭乗する救急医療ヘリコプターをいう。

ク トリアージ

限られた人的・物的医療資源を有効に活用し、被災地において最大多数の傷病者に最善の医療を実施するため、傷病の緊急度と重症度により治療優先度を定める行為をいう。

ケ 地域災害医療対策会議

救護班（医療チーム）の受入れ・派遣、傷病者の搬送等を調整するため、各県保健福祉事務所が、管内の医師会、災害拠点病院等の医療関係者、派遣された救護班（医療チーム）、消防機関、市町村等の参加を得て開催す

る会議をいう。

2 事前の準備

(1) 被災状況等の把握

ア 災害拠点病院等、医療機関の被災状況等の把握

県医療救護本部は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、MCA無線、衛星携帯電話等により、災害拠点病院等、災害拠点病院以外の医療機関、日本赤十字社、医薬品等の医療関係団体、県保健福祉事務所及び市町村等の行政機関から、主に次の事項について情報を収集するとともに、国等に対し速やかに情報を提供する。

- ・ 施設・設備の被害状況
- ・ 病院の診療(施設)機能の稼働状況（災害が長期化した場合には、歯科診療機能を含む）
- ・ 職員の被災状況、稼働状況
- ・ 医薬品等及び医療用資機材の需給状況
- ・ 施設への交通状況等

イ 被災市町村からの要請の把握

県医療救護本部は、県保健福祉事務所が設置する地域災害医療対策会議、県内自治体の災害対策本部等を通じて、市町村からの医療救護に関する協力要請の内容を把握する。

3 応援要請

(1) DMATの派遣要請

ア DMAT調整本部の設置

県医療救護本部に参集した統括DMAT登録者は、DMAT調整本部を立ち上げる。

DMAT調整本部は、必要に応じて、関係機関からの連絡要員を受け入れる。

イ 派遣要請

DMAT調整本部は、被災市町村等からの要請に基づき、県内のDMAT指定医療機関に対し、神奈川DMAT及び神奈川DMAT-Lの派遣及び派遣準備を要請する。

DMAT調整本部は、表1のDMATの派遣要請基準に基づき、直接または厚生労働省を通じて、他の都道府県に対してDMATの参集拠点、想定される業務等についての情報を提示し、DMATの派遣を要請する。

なお、厚生労働省は、当分の間、被災地域の都道府県からの派遣要請がない場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、被災地域以外の都道府県等に対してDMATの派遣を要請することができる。

【連絡先】 厚生労働省医政局災害医療対策室（DMAT事務局）

表1 DMAT派遣要請基準（日本DMAT活動要領）

災害規模	要請範囲
震度6弱の地震又は死者数が2人以上50人未満若しくは傷病者数が20人以上見込まれる災害の場合	<ul style="list-style-type: none"> 管内のDMAT指定医療機関に対してDMATの派遣を要請
震度6強の地震又は死者数が50人以上100人未満見込まれる災害の場合	<ul style="list-style-type: none"> 管内のDMAT指定医療機関及び被災地域の都道府県に隣接する都道府県 被災地域の都道府県が属する地方ブロックに属する都道府県に対してDMATの派遣を要請
震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害の場合	<ul style="list-style-type: none"> 管内のDMAT指定医療機関 被災地域の都道府県に隣接する都道府県、被災地域の都道府県が属する地方ブロックに属する都道府県 被災地域の都道府県が属する地方ブロックに隣接する地方ブロックに属する都道府県に対してDMATの派遣を要請
東海地震、東南海・南海地震又は首都直下型地震の場合	<ul style="list-style-type: none"> 管内のDMAT指定医療機関 全国の都道府県に対してDMATの派遣を要請

(2) 救護班（医療チーム）等の派遣要請

県医療救護本部は、県内の医療救護体制では対応しきれないと判断した場合、災害医療コーディネーターを中心に調整し、救護班（医療チーム）及びこころのケアチーム（以下「救護班（医療チーム）等」という。）の派遣を要請する。

発災直後から急性期までのDMAT等の活動期間においては、DMAT調整本部からの情報に基づき、DMAT等の動きを踏まえた救護班（医療チーム）等の派遣を要請する。

急性期以降においては、避難所等における感染症対策及び保健・医療活動に関して、保健師チーム等の派遣を要請する。

県医療救護本部は、必要に応じて「九都県市災害時相互応援に関する協定」や関東地方知事会議の「震災時等の相互応援に関する協定」等の

広域的支援体制に基づき、派遣可能な都県等に速やかに救護班（医療チーム）等の派遣を要請する。

4 DMAT、救護班（医療チーム）等の受入れ

(1) 派遣調整

ア DMAT

DMATの派遣調整は、県医療救護本部に設置するDMAT調整本部が行う。

< DMAT調整本部の業務 >

- ・ 県内で活動するすべてのDMAT等の指揮及び調整
- ・ 県内におけるDMAT活動方針の策定
- ・ 県内の病院等の被災情報の収集
- ・ 県内で活動するDMAT、医療機関への医薬品等の確保並びに連絡及び調整
- ・ 地域医療搬送における受入病床及び搬送手段の確保調整
- ・ 県災害対策本部、医療救護本部、災害医療コーディネーター等との連絡及び調整
- ・ 消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整
- ・ ドクターヘリの運航と運用にかかわる調整
- ・ 他の都道府県、厚生労働省（DMAT事務局）等へのDMAT派遣要請
- ・ 厚生労働省（DMAT事務局）との情報共有
- ・ 撤収及び追加派遣の必要性の判断

イ 救護班（医療チーム）等

救護班（医療チーム）等の派遣調整は、災害医療コーディネーターが行う。

(2) DMATの受入れ

県外から派遣されるDMATは、その活動内容等に応じて、DMAT調整本部の指示により、次のいずれかの場所に参集する。

DMAT調整本部（県医療救護本部に設置）

DMAT活動拠点本部又はDMAT病院支援指揮所（災害拠点病院等に設置）

DMAT・SCU本部、DMAT・SCU指揮所（海上自衛隊厚木航空基地に設置）

(3) 救護班（医療チーム）等の受入れ

災害医療コーディネーターは、県保健福祉事務所等と協議の上、派遣された救護班（医療チーム）等の派遣先を調整する。

県保健福祉事務所は、地域災害医療対策会議を通じて、避難所等における医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析し、郡市医師会及び災害拠点病院の医師等と協議して、管内に派遣される救護班（医療チーム）等の受入れ、傷病者の搬送等を調整する。

災害医療コーディネーターは、避難所等の感染症対策及び保健・医療活動に関して、保健師チーム等の受入れ・派遣調整のほか、必要に応じて県保健福祉事務所に助言・指導を行う。

5 被災地内医療活動の実施

(1) DMATの活動内容

DMATは主に、被災地内で次の活動を行う。

- ・ 病院における情報発信、トリアージ、診療等の支援（病院支援）
- ・ 患者搬送及び搬送中の治療等（地域医療搬送）
- ・ 災害現場におけるトリアージ、緊急医療等（現場活動）
- ・ E M I S 等を使った医療情報等の収集・発信
- ・ S C U の運営

(2) 救護班（医療チーム）等の活動内容

救護班（医療チーム）は主に、被災地内で次の活動を行う。

- ・ 病院における診療等（病院支援）
- ・ 救護所における応急措置及び診療等（現場活動）
- ・ 救護所における薬剤管理、調剤、服薬指導等
- ・ 避難所等に対する巡回診療

こころのケアチームは、主に次の活動を行う。

- ・ 被災地域内における被災者等への診療及び精神保健活動
- ・ 医療チームとこころのケアチーム相互の情報共有及び連携
- ・ 地域の精神科医療及び関係機関との情報共有及び連携
- ・ 避難所及び救護所等での薬剤管理、調剤、服薬指導等

6 広域医療搬送活動の実施

(1) 広域医療搬送活動の概要

県医療救護本部は、県内病院で治療、収容できない重症患者を県外医療機関で本格的な救命処置を実施するため、当該都道府県へ搬送する。

(2) 航空搬送拠点臨時医療施設の運営

県は、広域医療搬送が必要と判断した場合、関係省庁と連携して、被災地内広域医療搬送拠点である海上自衛隊厚木航空基地に、SCUを設置する。

県医療救護本部は、必要に応じて、SCUに、広域医療搬送に関わるDMATの活動を統括するDMAT・SCU本部を設置する。

DMAT・SCU本部の立ち上げは、SCUに先着したDMATが行う。

DMAT・SCU本部は、本部要員として、県職員、独立行政法人国立病院機構災害医療センターから派遣される要員、県内外の統括DMAT登録者、DMATロジスティックチーム隊員等の支援を受ける。

DMAT・SCU本部は、必要に応じて自衛隊、消防等関係機関からの連絡要員を受け入れる。

DMAT・SCU本部は、主に次の業務を行う。

- ・ 参集したDMATの指揮及び調整
- ・ 診療部門、医療搬送部門の設置及び運営
- ・ 広域医療搬送等に関する情報収集
- ・ 広域医療搬送患者の情報管理
- ・ 搬送手段の調整
- ・ 地域における受入医療機関の調整
- ・ DMAT、医療機関への医薬品等の確保並び連絡及び調整
- ・ DMAT調整本部、県医療救護本部等との連絡及び調整
- ・ 消防、自衛隊、医師会等の関連機関との連携及び調整
- ・ ドクターヘリの運航と運用に関わる調整
- ・ 厚生労働省との情報共有

(3) 傷病者の搬送手段

ア 地域医療搬送における搬送手段

災害現場から医療機関への搬送は、消防機関、警察や自衛隊、海上保安庁をはじめとする関係機関が、救急車等により行う。

県医療救護本部は、ヘリコプターでの搬送が適切と判断された傷病者が発生した場合には、県災害対策本部指令調整班と運航調整を行いヘリコプター等を手配する。

県医療救護本部は、ヘリコプターの運航計画が策定された場合、傷病者の受入れ先へ連絡する。

イ 広域医療搬送（域外搬送）における搬送手段

広域医療搬送拠点から被災地外までの広域搬送用航空機の確保及び運行は、国（防衛省）が行う。

7 救護班（医療チーム）等の活動体制の維持、活動の終了

(1) D M A T について

県医療救護本部は、D M A T 事務局（厚生労働省）及びD M A T 調整本部の助言を踏まえD M A T 活動の終了を決定する。

統括D M A T は、D M A T 調整本部及びD M A T が撤収するときは、災害医療コーディネーターに必要な引継ぎを行う。

(2) 救護班（医療チーム）等について

被災地における医療機関の通常診療が可能になったときは、救護班（医療チーム）等の活動を終了する。

8 医薬品血液製剤の確保・受入れ

(1) 医薬品

県医療救護本部は、市町村等から医薬品等の確保について、県保健福祉事務所を通じて（政令指定都市及び保健所設置市の場合は直接）応援要請を受けたときは、「医薬品等の供給に関する協定書」に基づき調達するとともに、状況に応じ県立病院等が所有している医薬品等を活用する。また、発災後速やかに医薬品等の取扱業者の被害状況を把握するとともに、関係機関との連携を図り医薬品等の調達に努める。

(2) 血液製剤

医療救護本部は、災害発生後速やかに県内血液センター施設等の被災状況を把握するとともに、状況に応じた血液製剤の確保を図るため、近隣の都県及び日本赤十字社各都県支部に応援を依頼し、県外からの血液製剤の円滑な導入を図る。

血液製剤輸送にヘリコプターを必要とする場合には、自衛隊、消防機関等に要請する。

第6章 物資調達

1 事前の準備

(1) 物資調達に係る体制整備

ア 調達調整チームの編成

県は、県災害対策本部内に物資に関する協定を担当する部局等による「調達調整チーム」を編成し、組織の一元化を行うことで物資要請にワンストップで対応する。

調達調整チームは、協定業者や一般社団法人神奈川県トラック協会等の被害状況を確認し、輸送体制の確立に備える。

イ 連絡窓口の連絡

要請受付窓口の周知等

調達調整チームは、市町村、県現地災害対策本部、災害活動中央基地に対して物資要請受付窓口の設置を周知するとともに、市町村の救援物資担当窓口及び物資受入場所を確認する。

物資受入場所の周知

調達調整チームは、要請受付担当が照会した物資受入場所の情報を取りまとめ、その結果をチーム内、協定業者、県現地災害対策本部、災害活動中央基地へ周知する。

ウ 協定業者の状況等の確認

調達調整チームは各協定業者に対し、保有物資の在庫量を把握するための調査を実施する。

エ 専門家の派遣要請

県は、協定に基づき必要に応じて、神奈川県トラック協会及び神奈川県倉庫協会に対し、物流の専門家の派遣を要請する。

派遣された物流の専門家は、物資を保管する倉庫の選定や荷捌き等に対する助言・指導を行う。

(2) 調達を必要とする物資の把握

ア 市町村からの支援要請

調達調整チームは、市町村から物資の調達要請を受け付け、品目別の数量を集約する。

調達調整チームは、市町村の被災状況が甚大な場合、物資要請を待つだけでなく、市町村に支援の要否を確認する。

イ 需要量の推計

調達調整チームは、市町村からの支援要請が十分に把握できない場

合、物資需要を予測する。

(3) 物資調達計画の調整

調達調整チームは、被害概要と需要予測に基づき物資調達計画を立案する。記載事項は次のとおりとする。

ア 調達品目及び調達量

優先して調達する物資

物資需要量の積算

今後の対応

イ 輸送ルート

輸送先の優先順位は以下のとおりとする。

市町村物資受入拠点

被災地近隣の広域物資拠点

災害活動中央基地

その他の広域物資拠点

(4) 義援物資の受入れ

統制部は、企業からの大口物資は被災地の需要に応じて受け入れ、個人からの小口物資は原則として受け付けない。

統制部は、需要量を的確に把握した上で、必要な物資を選定する。

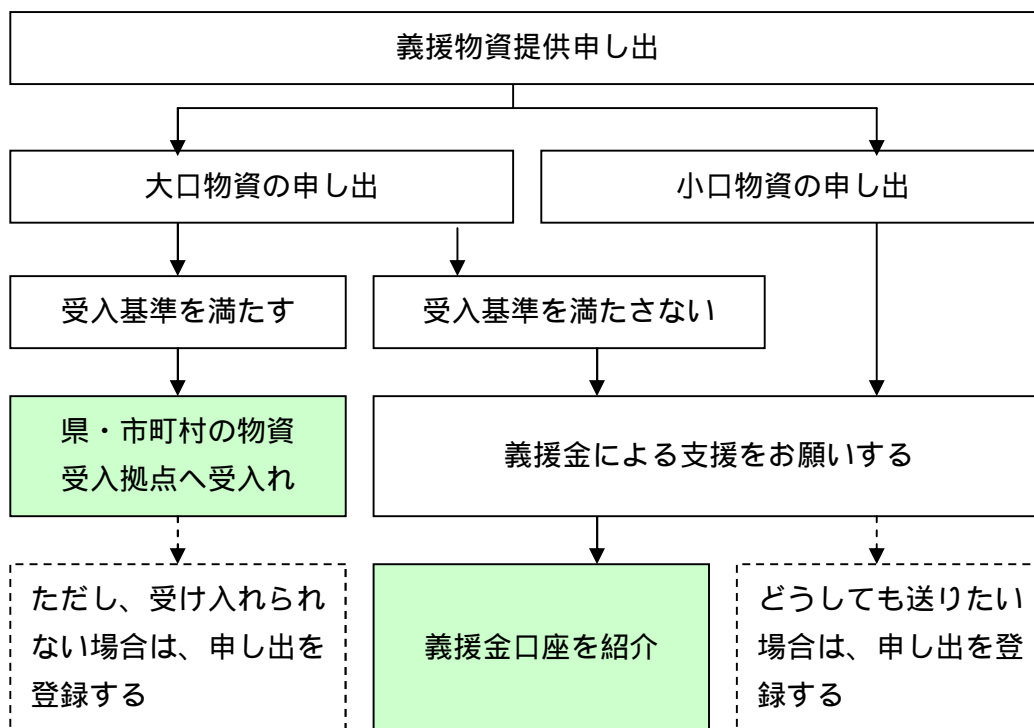
選定外の物資の提供申込者に対しては、「登録制」を実施する。

ア 受入基準

	受入基準	備考
食料品	レトルト食品、カップ麺、缶詰、飲料水	日持ちする物、アレルギー対応食品等 生鮮食品は受け付けない
日用品	井・椀(発砲スチロール製)、紙皿、紙コップ、割り箸、樹脂ラップ、ゴミ袋、ウェットティッシュ、トイレトペーパー	季節需要品(カイロ、蚊取り線香)も考慮
その他	毛布、ブルーシート、簡易トイレ	
数量	4トントラック1台以上	小口物資は受け付けない
輸送	提供者が輸送手段を確保し	原則、義援物資のための輸送手

	受入基準	備考
食料品	レトルト食品、カップ麺、缶詰、飲料水	日持ちする物、アレルギー対応食品等 生鮮食品は受け付けない
日用品	井・椀(発砲スチロール製)、紙皿、紙コップ、割り箸、樹脂ラップ、ゴミ袋、ウエットティッシュ、トイレトーパー	季節需要品(カイロ、蚊取り線香)も考慮
その他	毛布、ブルーシート、簡易トイレ	
手段	ている場合	段は確保しない

イ 受入手続き



ウ 登録制の実施

統制部は、選定外の物資の提供申込者等に対しては、物資等に関する

る事項の登録を求める。

当該物資を受け入れる場合は、後日連絡すると伝える。

統制部は、義援物資登録状況について市町村へ情報提供し、活用希望の有無を確認する。

エ 広報活動

統制部は、県のホームページ、報道機関等を通じて次の情報を周知する。

- ・ 申込方法
- ・ 送付する際の留意事項
- ・ 当面必要と思われる物資
- ・ 小口物資は受け付けない

2 調達要請

(1) 緊急調達の検討

調達調整チームは、市町村から発災当日の物資確保の要請があった場合は、被災地近隣の市町村、協定業者からの緊急調達やヘリコプターによる広域輸送などのほか、自衛隊に緊急の物資提供の要請を検討する。

被災の状況等によっては、市町村の要請に基づかず、見込みによる要請を検討する。

(2) 協定業者等からの調達

調達調整チームは、市町村からの要請に基づき、次のとおり協定業者等へ物資調達を要請する。なお、協定業者からの調達が困難な場合は、他自治体もしくは国に対して応援を要請する。

ア 食糧の調達

「応急物資の取扱いに関する協定」を締結している卸売業者、小売業者及び応急食糧の調達協力企業、団体に食糧の調達を要請する。

農林水産省に対し、政府所有米の放出を要請する。

塩については、(財)塩事業センターに対し提供を申請する。

必要に応じて、自衛隊に炊飯等を要請する。

イ 生活必需物資等の調達

「生活必需物資の調達に関する協定」を締結する事業者等に、生活必需物資等の調達を要請する。

(3) 国に対する応援要請

ア 食糧及び生活必需物資等

国が設置する緊急(非常)災害現地対策本部に対して応援を要請する。

イ 災害対策用移動通信機器又は災害対策用移動電源車

災害対策用の移動通信機器又は移動電源車については、関東総合通信局に対し無償貸与を要請する。

3 集積場所の確保

(1) 直送の原則

物資は、市町村の物資受入拠点(状況によっては避難場所等)へ直接配送する。

被災市町村からの物資要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ品目別に協定締結先を確認する。

(2) 受入拠点の確保

道路交通状況や受入体制等により、市町村の物資受入拠点等で受け入れられない場合は、広域物資拠点で受け入れる。

受け入れにあたっては、広域物資拠点、ヘリコプター臨時離着陸場及び物資受入れ港の被害状況、開設・設置状況を確認する。

(3) 民間倉庫の活用

広域物資拠点で十分な集積場所を確保できない場合は、民間の倉庫の利用を検討する。

民間の倉庫を利用する場合、神奈川倉庫協会に対し、物資の一時保管場所等の提供及び管理・運営の協力を要請する。

4 物資の輸送

(1) 輸送手段

ア 車両等の確保

協定事業者への要請

県管理公用車等

「緊急車両の調達又はあつ旋に関する覚書」に基づく関東運輸局神奈川運輸支局に対する調達・あつ旋依頼(神奈川県トラック協会は別途協定に基づき依頼)

イ 船舶の確保

関東運輸局に対する調達・あつ旋依頼

海上自衛隊及び第三管区海上保安本部に対する要請

ウ 航空機の確保

他自治体に対する要請

陸上自衛隊、海上自衛隊及び第三管区海上保安本部等に対する要請

「災害時における航空機の協力要請に関する協定」に基づく民間事業者に対する要請

エ 鉄道車両の確保

(2) 自衛隊への緊急搬送の要請

石油燃料が調達できず、協定業者等による物資の搬送が困難な場合は、自衛隊に救援物資の緊急搬送を要請する。

第7章 自治体の広域連携

1 事前の準備

(1) 情報伝達体制の確立

ア 九都県市

事務局（東京都）と連絡体制を確立する。

あらかじめ定められた応援調整都県市（東京都）と応援内容については調整する。

イ 関東地方知事会（1都9県）

当該年度の幹事県と連絡体制を確立する。

あらかじめ定められたカバー県（複数）と応援内容について調整する。

ウ 全国知事会

全国知事会への応援要請は、関東地方知事会の幹事県を通じて要請となるため、幹事県と連絡体制を確立する。

関東地方知事会幹事県又は全国知事会調査第二部から、カバー県の連絡があるため、このカバー県と応援内容の調整を行う。

(2) 応援の受入れ

ア 人員派遣：県災害対策本部で受入れ

イ 物資：広域物資拠点に集積

2 応援要請手続き

(1) 九都県市

ア 情報連絡体制の確保

地域衛星通信ネットワーク（県防災行政通信網<衛星系>）のファックスを使用し、東京都（事務局）と通信確認を行う。

地域衛星通信ネットワークで確認が取れない場合は、災害時優先電話で確認を行う。

イ 応援調整都県市との調整

県災害対策本部は、物資支援、人的支援等について応援調整都県市（本県の場合は東京都）と応援調整を行なう。事後速やかに「応援要請書<資料編4-1>」を応援調整都県市に連絡する。

県災害対策本部は、応援都県市から応援通知書により応援計画の連絡を受ける。

県は、応援隊に対する受入れ等について、次の項目を応援調整都県

市との間で情報交換、調整を行なう。

(調整項目)

- ・ 応援職員名簿及び宿泊者名簿
- ・ 応援職員の集結場所
- ・ 応援職員の宿泊場所
- ・ 応援（救援）物資の集積場所
- ・ 交通情報・道路情報

ウ 応援の要請

県は、応援要請書に必要な書類を添付して、応援調整都県市に提出する。

(2) 関東地方知事会（1都9県）

ア 連絡体制の確保及び被災状況の連絡

県は、あらかじめ定められている小ブロック内のカバー県へ「災害対策本部設置の有無等通知書〈資料編5 - 1〉」により災害対策本部の設置状況について連絡する。

カバー県は、決定された「応援都県」について「応援体制通知書〈資料編5 - 2〉」により本県あて連絡する。

応援都県から「相互連絡手段・担当者確認書〈資料編5 - 3〉」により連絡がある。

県は、連絡担当者と専用の連絡手段を確保し、複数の通信手段について、優先順位を確認する。

県は、発災直後に判明している被害状況を応援都県に伝達する。

県は、応援物資受入場所、緊急輸送路、災害拠点病院の確保状況、その他の規制状況を応援都県に連絡する。

イ 応援の要請

県は、応援要請内容を、人的要請、物的要請、その他の要請に分類し、「応援要請書〈資料編5 - 4〉」を作成する。

県は、作成した応援要請書を応援都県に送付する。

県は、応援都県からの応援職員やボランティアの受入窓口を設置し、応援都県に連絡する。

ウ 受入体制の確立

県は、応援都県から送られる応援計画を基に受入内容を確認する。

県は、物的応援の受入ルート、受入場所、受入担当者を連絡する。

県は、人的応援については活動場所、宿泊場所、必要な装備等について可能な内容を連絡する。

エ 受領書の提出

県は、応援物資受入確認後、「応援物資受領書〈資料編 5 - 5 〉」を応援都県に提出する。

オ 応援活動の終了・精算

県は、応援要請ニーズが消滅した時点で、「応援終了要請書〈資料編 5 - 6 〉」を応援都県に提出する。

(3) 全国知事会

ア 連絡体制の確保及び被災状況の連絡

県は、全国知事会に設置される災害対策都道府県連絡本部及び関東ブロック幹事県との連絡体制を確保する。

県は、災害対策都道府県連絡本部から被災情報等の報告を求められた場合には必要な事項について報告する。

イ 応援の要請

県は、全国知事会又は関東ブロック幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出する。ただし、いとまのない場合には、電話又はファックス等により広域応援要請の連絡を行い、後日速やかに文書を提出する。

ウ 連絡調整要員との調整

県は、全国知事会及び広域応援を実施する都道府県から災害対策本部に派遣される連絡調整要員と必要な応援内容等について調整する。

エ 応援の実施

- ・ 人的支援及びあっせん
- ・ 物的支援及びあっせん
- ・ 施設又は業務の提供及びあっせん
- ・ その他特に要請のあったもの